

弁護士による無料電話相談

全国一斉女性の権利ホットライン

女性に対する暴力（ドメスティック・バイオレンス、ストーカー、セクシュアル・ハラスメント）や離婚に関する諸問題、職場における差別、同性婚に関することなど、女性の権利一般に関する無料相談を実施します。各弁護士会でこれらの問題に詳しい弁護士が、対処の方法や正しい法律知識を提供し適切なアドバイスを行います。お気軽に御相談ください。



6月26日（木）午前10時～午後6時



0166-51-9527

主催 旭川弁護士会・日本弁護士連合会

問合せ先：旭川弁護士会

TEL 0166-51-9527

6月23日から29日を中心に全国各地で実施します。